

大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針の改正案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○ 御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見の内容	回答
改正案によると、１番目及び２番目の基準並びに３番目及び４番目の基準が、全く同じとなる。 したがって、１番目及び２番目の区分並びに３番目及び４番目の区分をそれぞれ１つにまとめるべきである。	審査基準をできる限り分かりやすくする観点から、従来設けていた区分ごとに基準を記載する案としておりましたが、御意見を踏まえ、「１番目及び２番目の区分」と「３番目及び４番目の区分」をそれぞれ１つにまとめることとしました。
漁船の大型化緩和に反対する。 背景の説明に「船団全体としての漁獲能力を増やさないために、網船の網台面積等は従来と同規模とすることや、船団の隻数を縮減することを要件としており」と有るが、この改定案では 船の漁獲能力を上げる結果にしかない。隻数を減らすというが、それでは大型漁船を持つ大事業者の独占だ。この法案は、小規模事業者を潰すものとしかならない。 野生生物保護、漁業資源保全の点からも、漁業者の生活を守る点からも、むしろ漁船のサイズを下げ、全体の漁獲量が増えない範囲で 小規模漁業者を増やすべきだろう。 国連 SDGs の指針に従い、収奪的な遠洋漁業・大型漁業をやめ、沿岸領海内の小規模漁業者こそ守るべきだ。	○ 今回の改正については、意見公募時の公示資料にも記載したとおり、近年、多くの漁船で船価の高騰が大きな課題となっていることを背景に、船型の共通化を進めることで船価をできるだけ抑えることを目的とするものです。 ○ また、網船の大型化に当たっては、従来から網台面積や魚そう容積、船団の隻数に上限を設けており、これらの規定は引き続き維持することとしております。 ○ このため、本改正が「小規模事業者を潰すもの」との御懸念は当たらないと考えております。

その他、今回のパブリックコメントとは関係のない御意見が１件寄せられました。